

広島中部台地土地改良施設管理組合の管理職員等の範囲を定める規則をここに公布する。

平成二十二年四月三十日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

広島県人事委員会規則第十五号

広島中部台地土地改良施設管理組合の管理職員等の範囲を定める規則

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条第四項の規定に基づき、同条第三項ただし書に規定する管理職員等の範囲を、次のように定める。

会計管理者 課長

附 則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。